

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分		
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪 無 罪						有罪に係る人員及び金額			
					有 罪	無 罪	公 訴 権 減	未 決	懲 役 刑 科 罰 金 せ ら れ た の 人 員	人 員	金 額			
申告所得税	外	件	件	件	件	件	件	件	件	人	内	人(社)	千円	申告所得税
		7	14	21	X	-	-	X	13	13	13	258,000		
法人税	外										内	11		法人税
		21	30	51	28	-	-	23	35	40	1,160,000			
その他	外										内			その他
		3	11	14	X	-	-	X	-	-	-			
合 計	外										内	24		合 計
		31	55	86	43	-	-	43	48	53	1,418,000			

調査期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における実績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外 X	第 159 条	外 28	脱税犯規定	外 X
第 244 条	外 -	第 164 条	外 28 -	両罰規定	外 X -
合計	外 X	合計	外 28 28	合計	外 X X

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税						揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区 分			
			免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明 しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計				
			酒 製	類 造														等 者	酒 販
要件 処 理 数	前年度からの 繰越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの 繰越処理未済	要件 処 理 数	
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	検 挙		
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 件 数	
	告 発	収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏		告 発
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他		
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 分 前 減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減		
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数			
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 額	通 告 処 分 額	外	-	-	-	-	-	-	4,000	4,000	4,000	-	-	-	-	-	通 告 処 分 額		
	罰 科 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	670	2,600	3,270	-	-	-	-	-	罰 科 金 相 当 額		

調査対象：平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税				取引所税	印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	合計	区分		
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ特別税分								
要件処理数	前年度から未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	1	前年度から未済	要件処理数	
	検挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	検挙		
処理件数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通告処分	処理件数	
	告発	収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	収税官吏		告発
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	不問処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不問処分		
数	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分	数	
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発		
	処分前権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分前権消滅		
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数		
犯則に係る額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る額		
通罰金相当分額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,000	3,270	通罰金相当分額		

調査対象等：平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分		
	免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計				
要履行件数	前年度からの 繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越履行未済	要履行件数	
	通告処分	外	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		通告処分
	計	外	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		計
履行等件数	通告不履 行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履 行発	履行等件数
	通告後 消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後 消滅	
	通告履 行	外	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通告履 行	
	計	外	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	計	
本 履 行 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 履 行 未 済 件 数	
通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当
	外	-	-	-	-	4,000	2,600	4,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,000		
																				3,270

調査期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。
2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の									
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額				
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額																
第 54 条	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日

- (注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 (外) 書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
第27条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-	第24条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-
第28条第1号	1			第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
第28条第2号	-			第29条第2号	-	第25条第2号	-	第29条第2号	-
第28条第3号	-			第29条第3号	-	第25条第3号	-	第29条第3号	-
第28条第4号	-			第29条第4号	-	第25条第4号	-	第29条第4号	-
第28条第5号	-			第29条第5号	-	第25条第5号	-	第29条第5号	-
第28条第6号	-			第29条第6号	-	第25条第6号	-	第29条第6号	-
第28条第7号	-			第29条第7号	-				
合計	1	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第14条第1項	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
第21条第1項第2号	-	第15条第1号	-	第22条第1項第2号	-	第20条第1項第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第15条第2号	-	第23条第1号	-	第21条第1号	-	第14条第2号	-
				第23条第2号	-	第21条第2号	-	第14条第3号	-
				第23条第3号	-	第21条第3号	-		
				第23条第4号	-				
				第23条第5号	-				
				第24条第1号	-				
				第24条第2号	-				
				第24条第3号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。